

第2章

審判

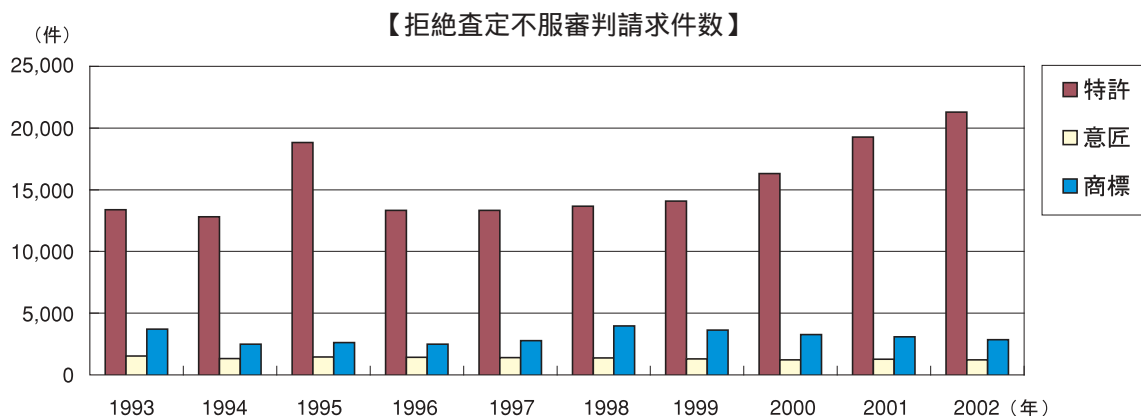
1. 審判の現状

(1) 審判の請求動向

審判制度は、審査の上級審としての機能と特許等の有効性に関する紛争解決の機能という2つの機能を有している。前者を主たる機能とする拒絶査定不服審判等の権利付与前の審判の請求動向は、審査の動向との関係が深く、後者を主たる機能とする無効審判等の権利付与後の審判の請求動向は、侵害訴訟等の産業財産権に係る紛争の動向との関係が深い。

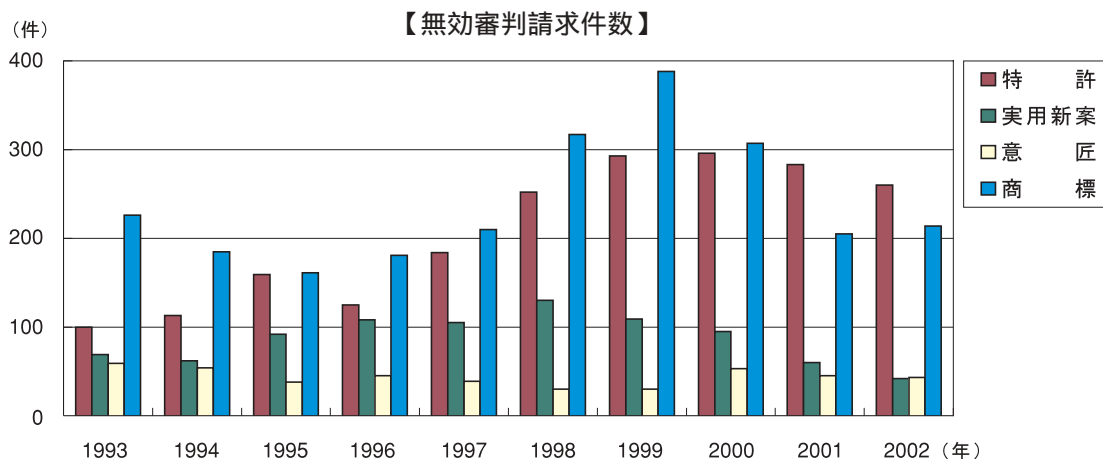
拒絶査定不服審判

拒絶査定不服審判の請求件数は、意匠がここ数年はほぼ横ばい、商標が微減傾向であるのに対して、特許は高い伸びを示している。これは、特許審査における拒絶査定件数及び拒絶査定率の上昇によるものと考えられる。

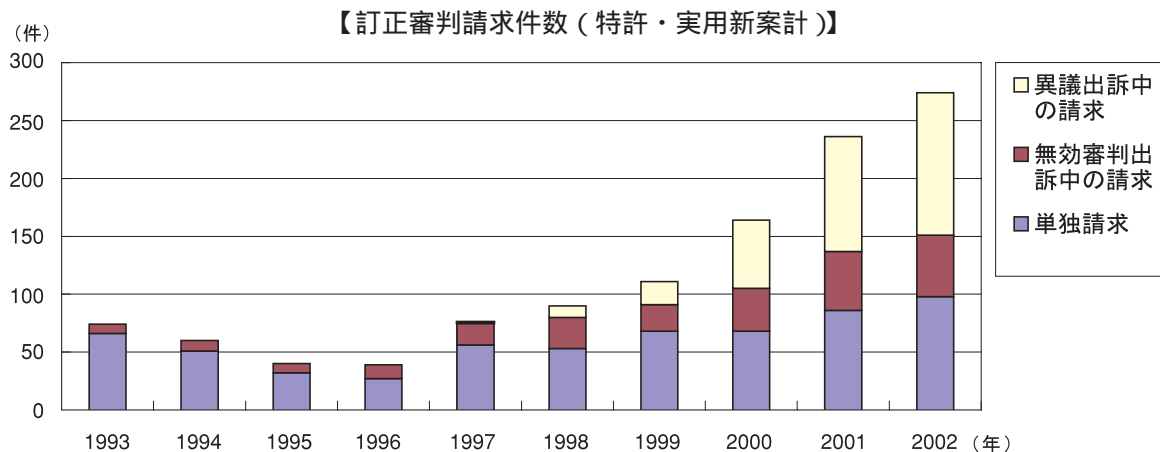


無効審判・訂正審判

特許・実用新案・意匠・商標の各分野とも無効審判の請求件数は、侵害訴訟等、産業財産権に係る紛争の増加を反映し1990年代以降増加傾向にあったが、ここ数年減少傾向にある。

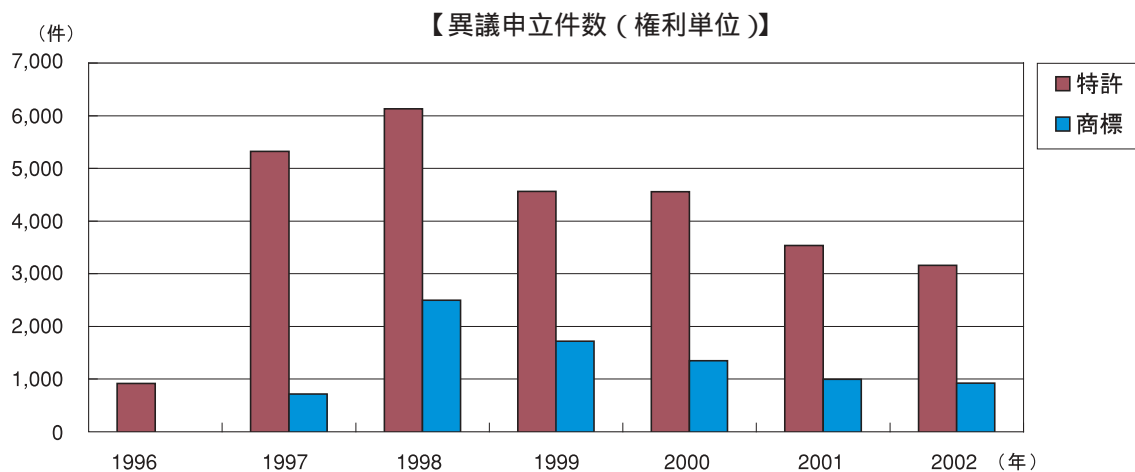


特許の訂正審判の請求件数は、ここ数年で急増しているが、その増加分の大部分が審決等取消訴訟の係属中に請求されたものであり、訴訟段階に至っての訂正審判の請求が常態化していることがうかがえる。



異議申立

異議申立件数は1998年をピークに漸減傾向にある。こうした異議申立の減少傾向は、事後に特許権が取り消されることのない、安定的権利付与に向けた適切な審査が進んでいることを示しているものといえる。



（備考）特許は、1996年1月から、商標は1997年4月から付与後異議申立制度へと移行している。

公報発行・申立期間等の理由で、付与後異議申立が本格化したのは移行した年の年末以降、付与後異議申立審理が開始されたのは移行した年の翌年からである。

(2) 審理の充実（厳正化）

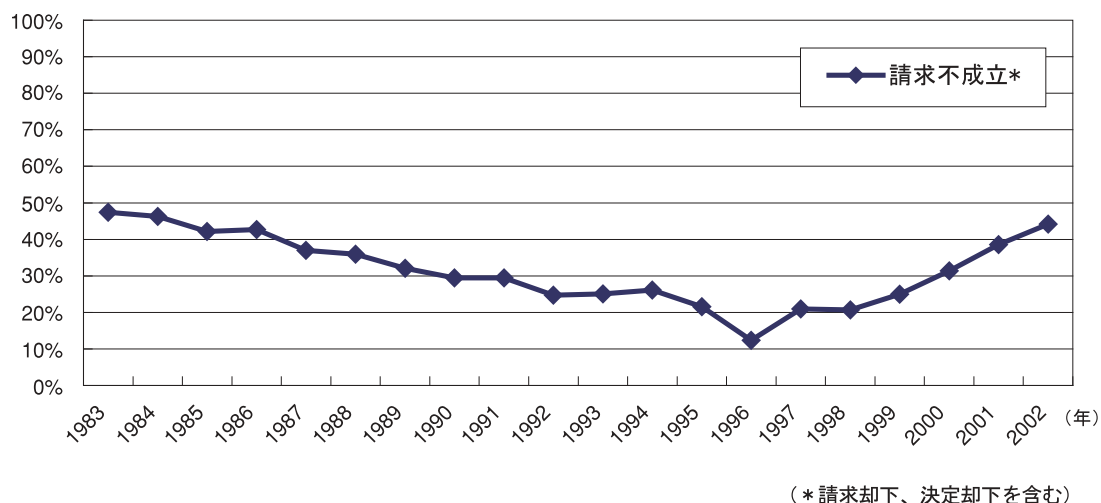
プロパテント政策は、特許権に対して強い保護を与えようとするものであるが、こうした政策が適切に推進されるためには、特許性を有する発明が適正に特許されるとともに、特許性を欠く発明が特許されないことを確保する運用体制が確立される必要がある。かかる観点から、特許に関する審判の審理結果を見ると、ここ数年、審理の充実化（厳正化）の傾向が明確になっていることがわかる。

拒絶査定不服審判の審決の内訳をみると、請求不成立とした審決の割合が、1997年の約20%から2002年には約45%と2倍以上に増加している。これは、特許性を有する発明が特許され、特許性を欠く発明が特許にされないという適切な審査・審理の確保の観点から、その充実化が図られ、産業の発展に資する発明の適切な保護が図られていることをうかがわせるものである。また、拒絶査定不服審判の審決取消訴訟の状況を見ると、1999年度には約24%であった審決取消率が、2002年度には約19%に低下しており、この審理の充実化が裁判においても支持されていることがうかがえる。

進歩性等の特許要件の厳正化は、従来より産業界から要請がなされていたものであり、ここ数年の審判の審理の傾向は、産業界のこうした要請にも応えるものといえる。

また、拒絶査定不服審判における請求不成立率¹の上昇は、審査において特許されなかった発明が審判においても特許されなかったケースの割合が増加していることを示すものであるから、特許取得の可否に対する予見性が向上しているといえる。

【拒絶査定不服審判事件における請求不成立の推移（特許）】



(3) 審判部の取組

審理の充実に向けた取組

特許庁の主たる使命として安定した産業財産権を付与することが挙げられる。審判においても的確な審理の遂行が求められており、「当事者の主張を踏まえた的確な判断」といった審理内容の充実に関する課題については、引き続き、進歩性の要件の重視（厳正化）を含めた基準等に基づく統一した運用、権利付与後の審判事件の審理体制の充実、審査・審判の連携、技術アドバイザ

¹ 請求不成立率は、審判により審決又は決定がなされたもののうち、請求が成り立たないとされた審決及び審決又は決定による却下がなされたものの割合を示す。

ー・法律アドバイザー等幅広い知見者の活用、研修等の充実、判決内容の分析と審判官へのフィードバックの充実等を展開していく。また、面接審理及び巡回審判を積極的に活用し、請求人等との対話を通じた的確な審理の一層の推進を図る。

こうした施策を講じることにより、特許庁と審判請求人等の間で、発明の特許性の判断基準等について認識の共有が図られ、特許性を欠く発明に係る審判事件の請求が減少するものと期待される。

迅速な審理の実現に向けた取組

無効審判等の権利付与後の審判事件については、特許権等の有効性をめぐる紛争を迅速に解決することにより保護の実効性を図ることが社会的な要請であるとの観点から、優先的な審理を実施している。

拒絶査定不服審判等の権利付与前の審判についても審理期間を注視していくとともに、同一審判請求人の関連する案件を一括して審理する「まとめ審理」を実施し、効率的な審理を図っていく。また、審査調査員等、審判官業務を補助する者の一層の効率的な活用を図っていく。

- a．無効審判について、当事者との合意に基づき審決送達までのスケジュールを策定し、そのスケジュールに沿って審理を進める、いわゆる「計画審理」を導入している。2001年7月からの試行の結果を踏まえて、2003年1月以降に請求された無効審判事件のうち、複雑で審理スケジュールの見通しが立てにくい案件を対象として本格的に導入した。
- b．特定の要件を満たす拒絶査定不服審判事件については、申立により当該事件の審理を早期に行う早期審理制度を実施している。特許・実用新案について、2000年7月より早期審理の対象とするための要件を緩和するとともに、早期審理に関する事情説明書を簡素化し、利用しやすい制度とした。

紛争解決機能の充実

侵害訴訟等の知的財産権紛争と関連していることが多い無効審判や訂正審判は、優先的に審理を進めている（前記 参照）。

特に、裁判所との情報交換の促進を通じて侵害訴訟と関連したこれらの審判事件等を早期に把握し、侵害訴訟関連審判事件のより迅速な審理に活用していく。

審判環境の整備

特許行政全体の情報化の流れの中で、審判制度においても情報化に基づいた審判環境の整備を実現することで、行政サービスの向上を図る。

拒絶査定不服審判（前置審査を含む）については、出願段階からの手続の継続性が強く、出願段階からの一貫したペーパーレス化に対する庁内外からのニーズも高いことから、意匠・商標のペーパーレス化と並行し、2000年1月から四法（特許・実用新案・意匠・商標）同時の審判ペーパーレスシステムを稼働し、運用している。

制度改正に向けた取組

知的財産戦略大綱を踏まえ、特許権等の有効性を争う紛争処理制度の合理化を図るため、異議

申立制度の廃止と無効審判制度への統合・一本化及び審決等取消訴訟係属中の訂正の機会の適正化等の審判制度改革を行った。今後、2004年1月からの施行に向け、運用指針等を作成し審判請求人等に周知することにより、制度の的確な運用を図っていく。

また、侵害訴訟における無効の判断と無効審判の関係等に関し、紛争の一回的解決を目指す方策も含め、紛争の合理的な解決を図るために、裁判手続の在り方を含め幅広い観点から、司法制度改革推進本部の知的財産訴訟検討会において検討されており、これに積極的に参画している。

2. 審決等取消訴訟の出訴状況

2002年の審決等取消訴訟の出訴件数は、意匠については減少したものの、特許、商標については増加した。特に、特許の拒絶査定不服審判審決取消訴訟及び商標の無効審判・取消審判審決取消訴訟の増加が著しい。

【出訴件数（2002年）】

	特 許	実用新案(旧法)	意 匠	商 標
査定不服審判	102 (170%)	0 (0%)	9 (50%)	29 (85%)
無効審判及び 取消審判	131 (83%)	21 (54%)	9 (82%)	110 (183%)
異議申立	159 (99%) ^注		—	3 (20%)

注：特許・実用新案合計件数

(カッコ内は対前年比)

審決、決定全体に対する取消訴訟が出訴された審決、決定の割合（出訴率）を見ると、特許の拒絶査定不服審判審決取消訴訟については、審決に対する出訴率はほぼ一定であることから、出訴件数の増加は、審理の充実に伴い請求不成立の審決の増加によるものといえる。